

違反広告物事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び下関市屋外広告物条例（平成20年12月22日条例第77号。以下「条例」という。）の規定に基づき、屋外広告物の調査及び違反広告物に対する除却その他必要な措置（以下「是正措置」という。）に係る手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(留意事項)

第2条 調査及び是正措置は、場当たりの、恣意的であってはならず、次の点に留意して、計画的かつ公平に行うものとする。

(1) 対象選択に係る公平性の確保

調査及び是正措置は、市内全域の規制地域及び規制物件等を対象として、計画的に行われなければならない。

(2) 手順に係る公平性の確保

調査及び是正措置は、違反広告物に対する措置フロー（別紙1）に従って段階的・計画的に行われなければならない。

2 違反者が法及び条例の趣旨を理解し自発的に違反広告物を是正することが望ましいことから、行政処分に先立ち、事情聴取、口頭指導、文書指導等の段階的で実効性のある行政指導を徹底するものとする。

(違反広告物)

第3条 違反広告物とは、次の各号に掲げる広告物及び掲出物件とする。

(1) 条例第4条（広告物の表示等の制限）の規定に違反して表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(2) 条例第5条（禁止物件）の規定に違反して表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(3) 条例第6条（海岸景観保全特別制限地区）の規定に違反して表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(4) 条例第8条（禁止広告物等）の規定に違反して表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(5) 条例第9条（許可の基準等）の規定により定められた許可の基準を超えて、表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(6) 条例第10条（建築物への広告表示面積の制限）の規定を超えて表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(7) 条例第11条（許可の期間及び条件）の規定により定められた許可の期間を超えて、又は許可に付された条件に違反して表示され又は設置された広告物及び掲出物件

(8) 条例第13条（変更等の許可）の規定による許可を受けないで変更又は改造された広告物及び掲出物件

(9) 条例第15条（管理義務）の規定に違反して表示され又は設置された広告物

及び掲出物件

(10) 条例第18条(除却義務)の規定に違反して表示され又は設置された広告物及び掲出物件

第2章 調査

(調査計画及び巡回調査)

第4条 毎年度、調査対象路線、地区及び調査日程等について違反広告物調査計画を策定し、これに基づき定期的な巡回調査を行い、違反広告物の発見に努めるものとする。

2 違反広告物調査計画は、違反広告物には特定の路線・地区に係るもの(条例第4条及び第6条関係)と市内全域に係るもの(条例第5条、第8条、第15条及び第18条関係)があること等に留意して、無駄及び無理のないよう策定するものとする。

3 巡回調査に当たっては、条例第45条に基づく立入検査権限に係る身分証明書を携帯し、土地又は建物に立ち入るときは、あらかじめ所有者等の承諾を得ることが望ましい。

4 違反広告物が建築基準法、道路法等他法令の規定にも違反すると認められる場合は、速やかに関係機関に通報し、当該機関と連携して処理を図るものとする。

(調査内容)

第5条 巡回調査は、違反の事実、違反者等の認定を目的として行うものであり、違反広告物及び関係人について次の事項を確認するものとする。

(1) 違反広告物

- ア 設置場所
- イ 設置年月日
- ウ 表示内容
- エ 種類、構造等

(2) 関係人(住所・氏名・連絡先)

- ア 広告主
- イ 設置者
- ウ 管理者
- エ 土地、建物所有者等

(個別調査)

第6条 前条の確認事項で巡回調査において確認できなかった事項については、関係人等に対し個別に照会(様式第1)し、調査するものとする。

(違反広告物処理台帳の作成)

第7条 巡回調査及び個別調査により確認した事項は、違反広告物処理台帳(様式第2)に記録するものとする。

第3章 簡易広告物(はり紙、はり札等、広告旗又は立看板)に係る

是正措置

(自主除却の通告)

第8条 違反広告物が簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板をいう。）である場合は、当該違反広告物を表示し、設置し、又は管理する者（以下「表示者等」という。）に対し、口頭又は文書（様式第3）の送付により自主的な除却を行うように通告するものとする。

ただし、表示者等が判明しない場合及び汚染、損傷等が著しく広告物としての機能を失っているものについては、通告をしないことができる。

2 前項に規定する自主的な除却は、直ちに行わせるものとする。ただし、やむを得ない理由が認められる場合は、3カ月を限度とした期限を定めて行わせることができる。

（簡易除却の実施）

第9条 法第7条第4項の規定による簡易除却は、次の各号に掲げる違反広告物について行うものとする。

（1）はり紙

第3条の各号の一に掲げるものと明らかに認められるもの

（2）はり札等、広告旗又は立看板

第3条の各号の一に掲げるもので、表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されているものと明らかに認められるもの

（保管等）

第10条 簡易除却した物件のうち、法第8条第1項の規定により保管した物件について、条例第25条に規定する保管期間内に表示者等から引取りの申し出があった場合は、誓約書（様式第4）及び受領書（条例様式第12号）を徴しこれを引き渡すものとし、引取りの申し出がない場合は、これを処分するものとする。

第4章 簡易広告物以外の違反広告物に係る是正措置

（指導）

第11条 簡易広告物以外の違反広告物（以下この章において単に「違反広告物」という。）については、表示者等に対し、口頭（電話等）により是正を指導し、なお是正されないときは、是正通知（様式第5）を送付し、出頭を指示するものとする。

2 出頭した表示者等に対しては、違反広告物について違反広告物処理台帳をもとに事実の確認を行い、是正計画書（様式第6）の提出を求め、自主的な是正を促すものとする。是正計画書の提出期限は、出頭により聞き取りを行った日から2週間以内とし、是正の期限は、出頭により聞き取りを行った日から1年以内とする。

3 違反広告物の広告主及び違反広告物の表示場所としての土地、建物等を提供している者（以下「広告主等」という。）に対しては、前項の規定による自主的な是正に協力するよう依頼するものとする。

（勧告）

第12条 表示者等が第12の規定による出頭を拒否した場合、是正指導に応じない場合、又は是正計画を履行しない場合は、表示者等に対して、是正するよう期限を付して勧告を行うものとする。

2 勧告は、勧告書（様式第7）を交付して行うものとし、広告主等に対しては、勧告書の写しを添え文書（様式第8）により、勧告内容の履行に協力するよう依頼するものとする。勧告における是正期限は、勧告書の交付、又は発送の日から1年以内とする。

（是正措置の完了確認）

第13条 違反広告物の是正措置が完了したときは、表示者等に対し、是正完了報告書（様式第9）の提出を求めるものとする。

2 是正完了報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行い、違反広告物が是正されたことを確認するものとする。

（除却命令等）

第14条 第12条の規定による勧告を行い、その是正期限を経過してもなお違反広告物が是正されない場合は、表示者等に対し、条例第20条第1項の規定に基づく措置命令又は除却命令（以下「措置命令等」という。）を行うものとする。

2 措置命令等は、命令書（様式第10）を交付（郵送の場合は配達証明で行い、手交の場合は受領者の署名を徴する。）して行うものとする。

（聴聞）

第15条 措置命令等を行う場合には、下関市行政手続条例（平成17年2月13日条例第24号）第13条の規定に基づく意見陳述のための手続きとして、聴聞を行うものとする。

2 同条例第15条第1項の規定に基づく通知は、聴聞通知書（様式第11）により行うものとする。

（略式代執行）

第16条 第2章の調査を尽くしても表示者等を確認できない場合は、条例第20条第2項に基づく除却手続きを執ることができる。

（行政代執行）

第17条 措置命令等に従わない場合で、美観風致の維持又は公衆に対する危害の防止の観点から特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく手続きを執ることができる。

（特別制限地域等の指定があった場合の経過措置の対象となる広告物等に対する指導）

第18条 条例第9条の2の規定により引き続き表示し又は設置しておくことができることとされた広告物等については、第5に規定する所要事項を調査の上、特例広告物台帳（様式第12）を作成するものとする。

2 前項に規定する広告物等の表示者等に対しては、当該広告物等の是正措置の指導を行い、是正計画書の提出を求め、自主的な是正を促すことができる。是正計画書の提出期限は、表示者等には是正計画書の提出を求めた日から2週間以内とし、是正の期限は、条例第9条の2第1項各号の期間内とする。

3 第1項に規定する広告物等の広告主等に対しては、前項の規定による自主的な是正に協力するように指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日）

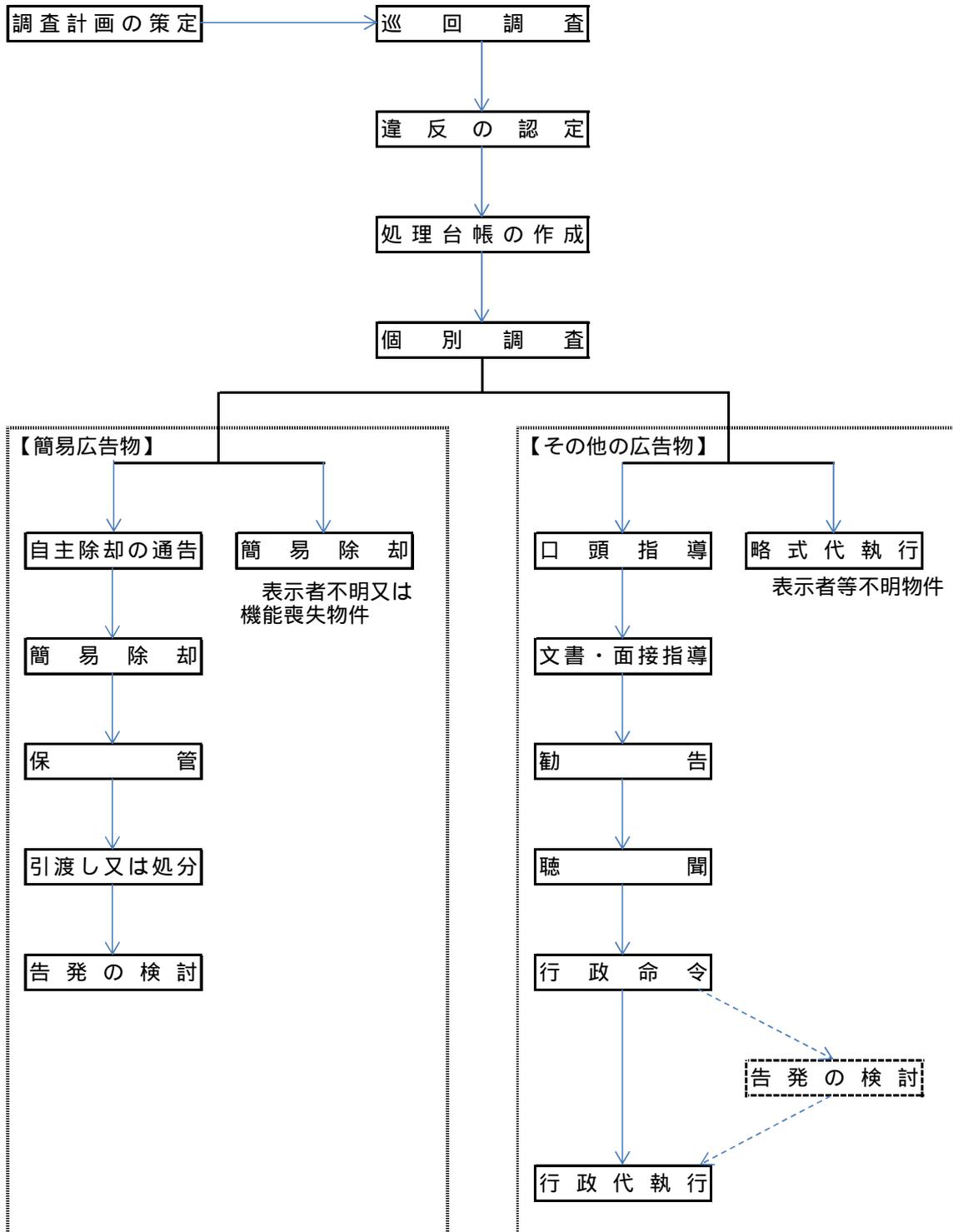
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 28 日）

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から適用する。

(別紙1)

違反広告物に対する措置フロー



様式第 1 - 1 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

(広告の表示者、設置者、管理者等)
様

下関市長

屋外広告物の表示 (設置) 経緯等について (照会)

下記の屋外広告物は、下関市屋外広告物条例 (平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日条例第 7 7 号。以下「条例」という。) 第 条の規定に違反しているおそれがありますので、このことについて、別紙「屋外広告物調査票」により 年 月 日までに回答してください。

なお、この照会文書は、条例第 4 5 条第 1 項に基づくものです。

記

- 1 表示 (設置) 場所
- 2 種類、構造等
- 3 表示内容

【問い合わせ・回答先】

下関市都市整備部都市計画課
担当
電話

様式第 1 - 2 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

(広告物の関係者)

様

下関市都市整備部都市計画課長

屋外広告物の表示 (設置) 経緯等について (照会)

下記の屋外広告物は、下関市屋外広告物条例 (平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日条例第 7 7 号。以下「条例」という。) 第 条の規定に違反しているおそれがありますので、このことについて、別紙「屋外広告物調査票」により 年 月 日までに回答してください。

記

- 1 表示 (設置) 場所
- 2 種類、構造等
- 3 表示内容

【問い合わせ・回答先】

下関市都市整備部都市計画課景観係
担当
電話

(別紙)

屋外広告物調査票

提出者
〒
住所
氏名
連絡先

㊟

自署の場合は押印省略可能

1 調査対象屋外広告物

規制区域、路線名等	
表示（設置）場所	
種類、構造等	
表示内容	

2 照会事項

設置年月日	
関係人（住所・氏名・電話）	
広告主	
設置者	
管理者	
土地、建物所有者等	
当該広告物の設置、管理等に関する契約内容	
本市内における同種広告物の表示（設置）状況	
その他参考事項	
記入者・職氏名（電話）	

様式第2（第7条関係）

違反広告物処理台帳

1 違反広告物

規制区域・路線名等	違反理由
設置場所	設置年月日
表示内容	種類、構造等

2 関係人（住所・氏名・電話）

広告主	設置者
管理者	土地、建物所有者等

3 調査の記録

年月日	内 容

4 行政指導の記録

年月日	内容（指導内容、相手方の対応等）

5 行政処分の記録

年月日	内 容

6 位置図及び写真

--

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

（表示者等）

様

下関市都市整備部都市計画課長

違反広告物の除却について（通告）

あなた（貴社）が表示、設置又は管理している下記の広告物は、下関市屋外広告物条例（平成20年12月22日条例第77号。以下「条例」という。）第 条の規定に違反していますので、直ちに（ 年 月 日までに）除却してください。

なお、直ちに（ 年 月 日までに）除却しない場合は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び条例の規定に基づき所定の手続きを執ります。

記

- 1 表示場所
- 2 種類、構造等
- 3 表示内容
- 4 除却期限

【問い合わせ先】

下関市都市整備部都市計画課景観係
担当
電話

様式第4（第10条関係）

誓約書

年 月 日

下関市都市整備部都市計画課長 様

表示者等
〒
住所
氏名
(電話)

私は、下関市屋外広告物条例第 条の規定に違反し、下記の屋外広告物を表示(設置、管理)していたことを認めます。

今後は、法令を遵守し、違反行為をしないことを誓約します。

記

- 1 表示(設置)場所
- 2 種類、構造等
- 3 表示内容

様式第5（第11条関係）

第 号
年 月 日

（表示者等）

様

下関市都市整備部都市計画課長

違反広告物の是正・除却について（通知）

あなた（貴社）が表示、設置又は管理している下記1の屋外広告物は、下関市屋外広告物条例（平成20年12月22日条例第77号）第 条の規定に違反していますので、是正・除却が必要です。

つきましては、当該屋外広告物について、あなた（貴社）から事情をお聞きしたいので、下記2により来庁してください。

記

1 屋外広告物

（1）表示（設置）場所

（2）表示内容

（3）種類及び数量

2 来庁日時及び場所

注1 来庁の際は、この通知書及び当該屋外広告物設置に関する広告主、土地所有者等との契約書等の関係書類を持参してください。

2 代理人が来庁される場合は、委任状を持参してください。

3 事情聴取に応じず、かつ是正・除却が行われない場合は、下関市屋外広告物条例に基づき措置命令等を行うことがあります。

【問い合わせ先】

下関市都市整備部都市計画課景観係

担当

電話

様式第6（第11条関係）

是 正 計 画 書

年 月 日

下関市都市整備部都市計画課長 様

表示者等
〒
住所
氏名
(電話)

私は、下関市屋外広告物条例第 条の規定に違反し、下記1の屋外広告物を表示（設置、管理）していたことを認めるとともに、今後は、法令を遵守し、違反行為をしないことを誓約します。

なお、当該違反広告物については、下記2により是正し、是正後速やかに、是正完了報告書によりその旨を報告します。

記

1 屋外広告物

(1) 表示（設置）場所

(2) 種類、構造等

(3) 表示内容

2 是正措置

(1) 是正措置の内容（移転、除却等）

(2) 日程

様式第7（第12条関係）

第 号
年 月 日

（関係者 - 表示（設置者）
様

下関市長

違反広告物の是正・除却について（勧告）

あなたが表示・設置している下記の屋外広告物は、下関市屋外広告物条例（平成20年12月22日条例第77号）第 条の規定に違反していますので、 年 月 日までに是正・除却してください。

なお、是正・除却を完了したときは、その旨を報告してください。

記

- 1 表示（設置）場所
- 2 種類、構造等
- 3 表示内容
- 4 是正すべき事項（除却以外の場合に記載）

【問い合わせ先】

下関市都市整備部都市計画課
担当
電話

様式第8（第12条関係）

第 号
年 月 日

（関係者 - 広告主、土地所有者等）
様

下関市都市整備部都市計画課長

違反広告物の是正・除却について（依頼）

あなたが広告主である（あなたの土地・建物に表示・設置されている）下記の屋外広告物は、下関市屋外広告物条例（平成20年12月22日条例第77号）第 条の規定に違反しているため、その表示・設置者に対し、別添写しのとおり是正・除却勧告をしました。

つきましては、当該勧告が履行されるよう御協力方お願いします。

記

- 1 表示（設置）場所
- 2 種類、構造等
- 3 表示内容

【問い合わせ先】

下関市都市整備部都市計画課景観係
担当
電話

様式第9（第13条関係）

是 正 完 了 報 告 書

年 月 日

下関市都市整備部都市計画課長 様

表示者等
〒
住所
氏名
(電話)

下記1の屋外広告物について、下記2により是正したので報告します。

記

- 1 屋外広告物
 - (1) 表示(設置)場所
 - (2) 種類、構造等
 - (3) 表示内容

- 2 是正措置
 - (1) 是正措置の内容(移転、除却等)
 - (2) 是正完了日

注 是正前・是正後の状況写真を添付してください。

屋外広告物措置・除却命令書

表示者等

〒

住所

氏名

様

下記の屋外広告物は、下関市屋外広告物条例（平成20年12月22日条例第77号）第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第20条第1項の規定に基づき、 年 月 日までに除却（ ）することを命じます。

なお、このまま違反広告物を放置されますと、同条例違反として罰せられることがあります。

年 月 日

下関市長



記

1 表示（設置）場所

2 種類、構造等

3 表示内容

4 問い合わせ先

下関市都市整備部都市計画課

担当

電話

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下関市を被告として（訴訟において下関市を代表する者は下関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

聴聞通知書

(表示者等)

様

下関市長

あなた(貴社) に対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る下関市行政手続条例(平成 1 7 年 2 月 1 3 日条例第 2 4 号) 第 1 3 条第 1 項の規定に基づく聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

あなた(貴社) は、聴聞の期日に出頭し意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。) を提出することができます。また、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

なお、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
違反広告物措置・除却命令
下関市屋外広告物条例(平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日条例第 7 7 号) 第 2 0 条第 1 項
- 2 不利益処分の原因となる事実
次の屋外広告物は同条例第 条第 項に違反している。
(1) 表示(設置) 場所
(2) 表示内容
(3) 種類及び数量
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

【問い合わせ先】

下関市都市整備部都市計画課
担当
電話

様式第12（第18条関係）

特例広告物台帳

1 違反広告物

規制区域、告示日等	不適格理由
設置場所	設置年月日
表示内容	種類、構造等

2 関係人（住所・氏名・電話）

広告主	設置者
管理者	土地、建物所有者等

3 調査の記録

年月日	内 容

4 是正指導の記録

年月日	内容（指導内容、相手方の対応等）

5 是正計画の内容

年月日	内 容

6 位置図及び写真

--